

関係各位

北海道運輸局室蘭運輸支局
登録担当 首席運輸企画専門官 野坂

自動車検査証の住所記載の変更について

～集合住宅（マンション、団地等）の棟番号及び部屋番号を記載します～

平素より、自動車登録業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、北海道運輸局より別紙のとおり事務連絡があったので、今後、当支局においては下記のとおり取り扱うこととしますので了知願います。

つきましては、自動車保管場所証明申請書の申請者「住所」及び「使用の本拠の位置」、譲渡証明書、委任状、理由書等は、住民票等住所証明物のとおり、過不足無く記載するよう貴傘下会員に対して周知願います。

また、貴職職員におかれましては、記載例のとおり申請書（OCRシート）に、ローマ数字はアラビア数字に変換し、英数字で『棟番号及び部屋番号』を記載願います。

なお、マンション名、団地名等の記載については不要です。

記

1. 自動車検査証の所有者及び使用者の住所に団地やマンションの棟及び部屋番号を表示（記入）することを原則とする。（下記記載例のとおり）なお、「使用の本拠の位置」については、自動車保管場所証明書の「使用の本拠の位置」欄に「棟及び部屋番号」の記載が無くとも登録事項の略番号（「***」）を用いることができるものとする。

2. 実施時期

平成30年6月1日から実施

3. 車検証記載例

※ローマ数字はアラビア数字に変換し、英数字を記載願います。

- ① 住民票等の住所 …… 町1番地の1（●●マンション3B）
車検証 …… 町1-1-3B
- ② 住民票等の住所 …… 町2丁目5番地の2（○×ハイツⅡ棟 103号室）
車検証 …… 町2丁目5-2-2-103
- ③ 住民票等の住所 …… 町4丁目1番地の2（レジデンスα21-339）
車検証 …… 町4丁目1-2-339
注）数字表記が集合住宅名称の一部である場合は記載不要です

【参考】

- 住所 …… 住民票等住所証明物に記載のとおり
- 使用の本拠の位置 …… 一般的には住所と同一。離れた事務所・店舗等を本拠にする場合は、その住所になります（保管場所証明申請手続の詳細は警察署にお問合せ願います）。
- 保管場所の位置 …… 実際に車を留め置く場所（車庫）の地番を記載することになります

平成30年6月1日より

自動車検査証の

住所記載の変更について

～マンション等集合住宅の部屋番号等の記載～

日頃より登録業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、リコール情報等を確実に使用者にお届けするために自動車検査証の住所に団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の記載を実施することになりましたのでお知らせします。

つきましては、平成30年6月1日以降の登録申請の際には、

申請書（OCRシート）に棟番号及び部屋番号の記載をお願いします。

〈記載例〉

- ① 住民票等の住所 …… 町1番地の1 （●●マンション3B）
↓
車 検 証 …… 町1-1-3B
- ② 住民票等の住所 …… 町2丁目5番地の2 （○×ハイツⅡ棟 103号室）
↓
車 検 証 …… 町2丁目5-2-2-103
- ③ 住民票等の住所 …… 町4丁目1番地の2 （レジデンスα21-339）
↓
車 検 証 …… 町4丁目1-2-339
注）数字表記が集合住宅名称の一部である場合は記載不要です。

※英数字を記載してください。なお、ローマ数字はアラビア数字に変換し記載して下さい。

北海道運輸局室蘭運輸支局 登録担当